

久御山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（骨子案）の解説

（趣旨）

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

【第1条（趣旨）の解説】

第1条では、条例の趣旨について書かれています。

工場立地法第4条第1項の規定により公表されている「緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合」の準則に代えて、町として、地域未来投資促進法第9条第1項に基づいて、工場立地法の特例範囲を設けることができるという規定を活用して定めるものです。

なお、久御山町においては、平成31年3月25日付けで地域未来投資促進法に基づく基本計画の同意を得ており、それに基づき、工場立地法の特例を設けることが可能となっております。

（定義）

第2条 この条例における用語の定義は、工場立地法の規定の例による。

【第2条（定義）の解説】

第2条では、用語の定義について書かれています。

「緑地面積率」や「環境施設面積率」など、工場立地法に用語の定義が規定がされており、その例にならって本条例においても定義いたします。

参考として、別紙に「工場立地法」の法令及び準則をつけております。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	工場立地特例対象区域の環境施設面積率	工場立地特例対象区域の緑地面積率
地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域	15%以上 (国準則：25%以上)	5%以上 (国準則：20%以上)

【第3条（区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合）の解説】

第3条では、この条例を適用する区域並びに環境施設面積率及び緑地面積率を規定しています。

適用する区域としては、地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域とします。その工場立地特例対象区域は、みなくるタウン産業立地促進ゾーン内としております。

環境施設面積は、国準則の25%以上から15%以上に緩和。

緑地面積は、国準則の20%以上から5%以上に緩和。といたします。

なお、立地いただく工場が整備される緑地面積は減少することとなりますが、土地区画整理地内而言えば、土地区画整理法施行規則の規定(事業地内3%以上)より大きな公園(公園の地下に調整池を整備するため)の整備を予定しており、土地区画整理事業地内ベースで考えますと緑地面積について、十分確保される予定となっております。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。